

日常生活用具一覧

○介護・訓練支援用具

品目	基準上限額	対象者	耐用年数
特殊寝台	154,000円	・ 下肢又は体幹の障がいが2級以上 ・ 難病患者等であって寝たきりの状態の方	8年
特殊マット	19,600円	・ 下肢又は体幹の障がいが1級（常時介護を要する方に限る。） ・ 難病患者等であって寝たきりの状態の方	5年
特殊尿器	67,000円	・ 下肢又は体幹の障がいが1級（常時介護を要する方に限る。） ・ 難病患者等であって自力で排尿できない方	5年
入浴担架	82,400円	・ 下肢又は体幹の障がいが2級以上（入浴に家族等他人の介助を要する方に限る。）	5年
体位変換器	15,000円	・ 下肢又は体幹の障がいが2級以上（下着交換等に家族等他人の介助を要する方に限る。） ・ 難病患者等であって寝たきりの状態の方	5年
移動用リフト	159,000円	・ 下肢又は体幹の障がいが2級以上 ・ 難病患者等であって下肢又は体幹に障がいのある方	4年
訓練椅子	33,100円	・ 18歳未満で下肢又は体幹の障がいが2級以上	5年
訓練用ベッド	159,200円	・ 18歳未満で下肢又は体幹の障がいが2級以上 ・ 難病患者等であって下肢又は体幹に障がいのある方	8年

○自立生活支援用具

品目	基準上限額	対象者	耐用年数
入浴補助用具	90,000円	・ 下肢又は体幹に障がいのある方 ・ 難病患者等であって入浴に介助を必要とする方	8年
便器	9,850円	・ 下肢又は体幹の障がいが2級以上 ・ 難病患者等であって常時介助を要する方	8年
頭部保護帽	15,200円	・ 平衡機能、下肢又は体幹に障がいのある方 ・ 知的障がい児者として判定され障がいの程度が重度又は最重度であっててんかんの発作等がある方 ・ 精神障がい者であって発作等により転倒する方	3年
つえ	4,200円	・ 下肢又は体幹に障がいのある方	3年
移動・移乗支援用具	60,000円	・ 下肢、体幹又は平衡機能に障がいのある方であって家庭内の移動等に介助を必要とする方 ・ 難病患者等で下肢が不自由な方	8年
特殊便器	151,200円	・ 上肢の障がいが2級以上 ・ 難病患者等であって上肢に障がいのある方	8年

火災警報器	15,500円	・障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。）	8年
自動消火器	28,700円	・障害等級2級以上※ ・難病患者等※ ※『火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。』	8年
電磁調理器	41,000円	・視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。）	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	・視覚障害2級以上	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置	110,000円	・聴覚障害2級（聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する方に限る。）	10年

○在宅療養等支援用具

品目	基準上限額	対象者	耐用年数
透析液加温装置	51,500円	・腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う方	5年
ネブライザー（吸入器）	36,000円	・呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められる方 ・難病患者等であって呼吸機能に障がいのある方	5年
電気式たん吸引器	56,400円	・呼吸器機能障害3級以上又はこれと同程度の身体障がい者であって必要と認められる方 ・難病患者等であって呼吸機能に障がいのある方	5年
酸素ボンベ運搬車	17,000円	・医療保険における在宅酸素療法を行う方	10年
視覚障がい者用体温計（音声式）	9,000円	・視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。）	5年
視覚障がい者用体重計	18,000円	・視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。）	5年
視覚障がい者用血圧計	15,000円	・視覚障害2級以上（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方に限る。）	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	58,800円	・呼吸器機能障害3級以上又はこれと同程度の身体障がい者（診断書等により必要と認められる方に限る。） ・難病患者等であって呼吸管理上必要と認められる方	5年
	157,500円	・呼吸器機能障害3級以上又はこれと同程度の身体障がい者（診断書等により必要と認められる方に限る。） ・難病患者等であって人工呼吸器の装着が必要な方	
人工呼吸器用自家発電機	100,000円	・呼吸器機能障害3級以上又はこれと同程度の身体障がい者（診断書等により必要と認められる方に限る。） ・難病患者等であって人工呼吸器を常時使用している方	10年
人工呼吸器用外部バッテリー	50,000円	・呼吸器機能障害3級以上又はこれと同程度の身体障がい者（診断書等により必要と認められる方に限る。） ・難病患者等であって人工呼吸器を常時使用している方	5年

○情報・意思疎通支援用具

品目	基準上限額	対象者	耐用年数
携帯用会話補助装置	98,800円	・音声機能又は言語機能に障がいのある方 ・肢体不自由者であって発声及び発語に著しい障がいのある方	5年
情報・通信支援用具	50,000円	・上肢機能障がいのある方 ・視覚障がいのある方	5年
点字ディスプレイ	383,500円	・視覚障がいのある方 ・視覚障がい及び聴覚障がいのある方	6年
点字器	標準型 10,400円	・視覚障がいのある方	標準型 7年
	携帯型 7,200円		携帯型 5年
点字タイプライター	63,100円	・視覚障害2級以上（本人が就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる方に限る。）	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	85,000円	・視覚障害2級以上	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800円	・視覚障害2級以上	6年
視覚障がい者用拡大読書器	269,000円	・視覚障がい者であって本装置により文字等を読むことが可能になる方	8年
暗所視支援眼鏡	395,000円	・視覚障がい者又は難病患者等であって、夜盲又は視野狭窄(さく)があり医師が必要と認めた方	8年
視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	29,000円	・視覚障害2級以上	6年
視覚障がい者用時計	13,300円	・視覚障害2級以上	10年
聴覚障がい者用通信装置	71,000円	・聴覚障がい者又は発声及び発語に著しい障がいのある者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	88,900円	・聴覚障がい者であってこの装置によりテレビの視聴が可能になる方	6年
人工喉頭	笛式 8,100円	・音声機能障がいのある方	5年
	電動式 70,100円		
人工鼻	月額 24,200円	・身体障がい者であって、埋込型人工喉頭を常時使用している方	
点字図書	点字翻訳をした図書の価格から当該図書の購入価格相当額を控除した額で市長が認める範囲内の額	・視覚障がい者のうち、主な情報入手手段を点字図書により得ている方	

○排せつ管理支援用具

品目	基準上限額	対象者	耐用年数
ストーマ装具（消化器系）	月額 8,858円	・ぼうこう又は直腸の機能障害のある方	
ストーマ装具（尿路系）	月額 11,639円	・ぼうこう又は直腸の機能障害のある方	
紙おむつ	月額 12,000円	(1) ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ装具を装着できない方又は二分脊椎による排尿機能又は排便機能に障がいのある方 (2) 脳性麻痺等脳原性運動機能の障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な方で、自力移動、座位保持、意思疎通又は介助定時排せつが困難な方 (3) 最重度（IQ20以下）の知的障がいであることに起因する排せつ機能の障がいにより、紙おむつを常時必要とする小学校就学の始期以降の方であって、医師からの診断を受けた方	
収尿器	男子用普通型 7,700円	・脊椎損傷等により排尿の調節が自由にできない方	1年
	簡易型 5,700円		
	女子用普通型 8,500円		
	簡易型 5,900円		

備考

この表中の障害等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の規定によるものとする。